

生駒市教育委員会規則第 3 号

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 2 月 25 日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市体育施設条例施行規則（平成元年 12 月生駒市教育委員会規則第 8 号）

の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（許可に関する手続の特例）

第 5 条の 2 第 4 条及び前条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会が特に必要と認めるときは、条例第 4 条第 1 項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。